

## 毎月勤労統計調査地方調査（平成29年平均）結果概要

### 主要指標（事業所規模30人以上）

平成27年平均＝100

区 分	賃 金 指 数				労働時間指数			常用 雇用 指数	労働異動率		消費者 物価 指数 [帰属家 賃除く]
	名 目		実 質		総実 労働 時間	所定内 労働 時間	所定外 労働 時間		入 職 率	離 職 率	
	現金 給与 総額	きまっ て 支給す る 給与	現金 給与 総額	きまっ て 支給す る 給与							
平成22年平均	95.7	96.6	100.4	101.4	102.8	102.2	108.8	98.3	1.50	1.34	95.3
平成23年平均	96.5	96.6	101.7	101.8	103.9	103.0	114.6	99.6	1.35	1.37	94.9
平成24年平均	95.2	96.5	100.3	101.7	102.5	102.0	108.0	98.9	1.67	1.69	94.9
平成25年平均	97.4	97.8	102.3	102.7	101.8	101.3	107.3	99.4	1.87	2.00	95.2
平成26年平均	99.1	99.0	100.9	100.8	101.2	100.9	104.4	97.1	2.05	2.11	98.2
平成27年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.66	1.37	100.0
平成28年平均	101.6	100.9	101.4	100.7	99.3	99.4	98.0	100.7	1.53	1.37	100.3
平成29年平均	101.2	100.3	100.1	99.2	99.6	98.9	106.8	102.8	1.47	1.36	101.1
平成29年1月	87.0	99.2	86.7	98.8	92.0	91.3	100.0	101.4	1.05	1.06	100.4
2月	81.3	100.1	81.1	99.8	99.6	98.8	107.5	102.4	1.33	1.25	100.3
3月	84.9	99.1	84.7	98.9	99.0	98.2	107.5	102.1	1.11	1.42	100.2
4月	87.4	103.2	86.5	102.2	103.2	102.1	115.0	103.0	4.48	3.38	101.0
5月	82.3	99.9	81.2	98.5	97.1	96.2	106.7	103.7	1.71	1.22	101.4
6月	153.3	101.6	151.6	100.5	104.5	104.3	105.8	103.9	1.36	1.02	101.1
7月	118.6	100.0	117.3	98.9	102.0	101.5	107.5	104.0	1.12	1.06	101.1
8月	82.9	98.8	81.9	97.6	96.1	95.7	100.8	104.0	1.21	1.19	101.2
9月	82.1	100.7	81.0	99.3	99.1	98.8	101.7	102.5	1.07	1.52	101.4
10月	81.7	99.7	80.5	98.2	100.3	99.7	105.8	102.6	1.46	1.28	101.5
11月	82.7	100.1	81.3	98.4	102.2	101.5	109.2	102.4	0.96	0.99	101.7
12月	190.5	100.8	186.9	98.9	100.5	99.2	114.2	102.1	0.76	0.98	101.9

1 この調査では、各調査結果の時系列変化比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を用いている。

名目賃金指数 = 集計結果（現金給与額）/基準数値×100

実質賃金指数 = 名目賃金指数/消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)×100

2 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、総務省統計局公表の大津市分である。

3 本表の数値は調査産業計の数値である。

# 【 I 事業所規模30人以上】

## I-A 賃金

### 1. 賃金の動き

常用労働者1人あたりの月間現金給与総額は360,362円で、対前年比は0.4%減となり、前年の対前年比(1.6%増)を2.0ポイント下回った。全国平均は363,295円で、対前年比は0.5%増となっている。

現金給与総額の内訳をみると、きまって支給する給与は288,400円で、対前年比は0.6%減となり、前年の対前年比(0.9%増)を1.5ポイント下回った。全国平均は290,954円で、対前年比は0.4%増となっている。

また、特別に支払われた給与は71,962円で、全国平均(72,341円)を379円下回った。

現金給与総額を全国平均と比較すると、全国平均=100に対して滋賀県は99.2となり、前年(100.2)に比べて1.0ポイント下降した。きまって支給する給与は99.1で、前年(100.1)に比べて1.0ポイント下降した。特別に支払われた給与は99.5で前年(100.5)に比べて1.0ポイント下降した。

次に、平成21年からの調査産業計と製造業の名目賃金指数(きまって支給する給与)の推移をみると、ともに平成28年まで上昇し、平成29年には、製造業は引き続き上昇し、調査産業計は下降した。(第1表、第1図)

第1表 賃金の動き(調査産業計の1人平均月間給与額)

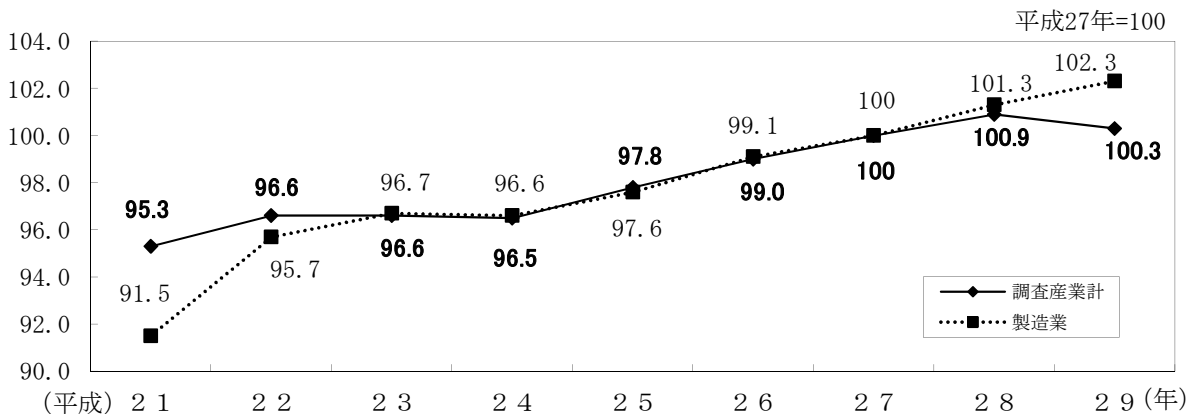
(事業所規模30人以上)

指数：平成27年=100

	実数	賃金指数		対前年比				全国平均=100		
		名目	実質	名目賃金指数		実質賃金指数		平成29年	平成28年	
				平成29年	平成28年	平成29年	平成28年			
	円			%	%	%	%			
滋賀県	現金給与総額	360,362	101.2	100.1	△0.4	1.6	△1.3	1.9	99.2	100.2
	きまって支給する給与	288,400	100.3	99.2	△0.6	0.9	△1.5	1.1	99.1	100.1
	特別に支払われた給与	71,962	—	—	—	—	—	—	99.5	100.5
全国	現金給与総額	363,295	101.5	101.0	0.5	1.0	△0.1	1.2	100.0	100.0
	きまって支給する給与	290,954	100.9	100.4	0.4	0.5	△0.2	0.7	100.0	100.0
	特別に支払われた給与	72,341	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0

(注) 全国との比較：全国の実数を100とした場合の割合

第1図 名目賃金指数(きまって支給する給与)の推移(事業所規模30人以上)



現金給与総額を産業別にみると、最も賃金が高い産業は電気・ガス業（561,161円）で、以下、建設業（554,349円）、教育、学習支援業（463,214円）、製造業（436,188円）の順となっている。

産業別に現金給与総額の動きを対前年比によってみると、医療、福祉（2.8%増）、製造業（1.4%増）、その他のサービス業（1.1%増）、飲食サービス業等（1.0%増）等5産業が増加したのに対し、運輸業、郵便業（14.7%減）、金融業、保険業（7.9%減）、不動産・物品賃貸業（7.5%減）、複合サービス事業（6.3%減）、教育、学習支援業（6.2%減）、生活関連サービス等（3.8%減）等9産業で減少した。

次に、きまって支給する給与についてみると、最も賃金が高い産業は建設業（475,204円）で、次いで電気・ガス業（422,289円）、教育、学習支援業（371,669円）、製造業（337,677円）の順となっている。

産業別にきまって支給する給与の動きを対前年比によってみると、情報通信業（3.1ポイント増）、不動産・物品賃貸業（1.9%増）、複合サービス事業（1.3%増）、製造業（1.0%増）、その他のサービス業（0.1%増）の5産業が増加したのに対し、運輸業、郵便業（15.1%減）、金融業、保険業（6.0%減）、生活関連サービス等（4.5%減）、卸売業、小売業（3.5%減）、電気・ガス業（2.8%減）等9産業で減少した。

第2表 産業別賃金の動き（1人平均月間給与額・特別に支払われた給与額）

（事業所規模30人以上）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与	
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実数	対前年差 (実数)
		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年		
	円	%	%	円	%	%	円	円
調 査 産 業 計	360,362	△ 0.4	1.6	288,400	△ 0.6	0.9	71,962	△ 74
建 設 業	554,349	X	X	475,204	X	X	79,145	X
製 造 業	436,188	1.4	3.1	337,677	1.0	1.2	98,511	2,418
電 気 ・ ガ ス 業	561,161	△ 1.4	0.0	422,289	△ 2.8	△ 1.0	138,872	4,199
情 報 通 信 業	318,738	0.6	△ 4.4	267,496	3.1	△ 0.9	51,242	△ 5,385
運 輸 業 , 郵 便 業	245,771	△ 14.7	△ 1.4	217,977	△ 15.1	0.0	27,794	△ 4,670
卸 売 業 , 小 売 業	220,022	△ 3.5	0.8	186,955	△ 3.5	2.0	33,067	△ 1,022
金 融 業 , 保 険 業	361,477	△ 7.9	△ 7.7	282,769	△ 6.0	△ 5.5	78,708	△ 13,147
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	284,922	△ 7.5	X	256,143	1.9	X	28,779	△ 44,628
学 術 研 究 等	431,786	△ 1.8	△ 3.3	327,457	△ 0.6	△ 2.2	104,329	△ 6,061
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	141,387	1.0	△ 5.5	128,633	△ 0.8	△ 4.1	12,754	2,422
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	151,263	△ 3.8	△ 6.8	141,674	△ 4.5	△ 9.0	9,589	938
教 育 , 学 習 支 援 業	463,214	△ 6.2	△ 1.0	371,669	△ 0.3	△ 0.2	91,545	△ 27,482
医 療 , 福 祉	387,151	2.8	2.9	304,122	△ 0.8	1.9	83,029	12,466
複 合 サ ー ビ ス 事 業	336,613	△ 6.3	2.8	276,224	1.3	△ 1.0	60,389	△ 26,823
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	223,341	1.1	1.7	198,676	0.1	△ 0.4	24,665	2,362

## I - B 労働時間

### 1. 出勤日数

常用労働者1人あたりの平均月間出勤日数は18.5日であった。  
これを産業別にみると、複合サービス事業が19.7日で最も多く、以下、電気・ガス業（19.4日）、建設業（19.2日）、製造業（19.2日）、運輸業、郵便業（18.7日）、卸売業、小売業（18.7日）、その他のサービス業（18.7日）の順になっている。  
次に平成25年からの推移をみると、平成25年と比較して増加したのは、教育、学習支援業、飲食サービス業等、電気・ガス業、製造業、卸売業、小売業の5産業であった。  
（第3表）

第3表 産業別出勤日数の推移（1人平均月間出勤日数）

（事業所規模30人以上）

産 業	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
	日	日	日	日	日
調 査 産 業 計	18.5	18.5	18.6	18.5	18.7
建 設 業	19.2	X	20.5	21.1	21.3
製 造 業	19.2	19.1	19.1	19.2	19.1
電 気 ・ ガ ス 業	19.4	19.1	19.3	18.9	19.1
情 報 通 信 業	18.0	18.2	18.1	19.8	19.2
運 輸 業 ， 郵 便 業	18.7	19.9	19.7	17.6	18.9
卸 売 業 ， 小 売 業	18.7	18.9	19.0	18.4	18.6
金 融 業 ， 保 険 業	18.4	18.5	18.4	19.0	19.1
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	18.3	19.0	X	19.7	20.3
学 術 研 究 等	18.6	18.3	18.5	18.8	18.9
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	16.0	16.3	16.8	15.2	15.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	16.4	16.5	16.5	18.6	19.1
教 育 ， 学 習 支 援 業	17.8	17.7	17.2	16.8	16.9
医 療 ， 福 祉	17.7	17.3	17.6	18.1	18.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19.7	20.0	20.1	20.0	20.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.7	19.1	19.1	19.2	20.2

## 2. 労働時間の動き

常用労働者1人あたりの平均月間総実労働時間は147.5時間で、対前年比は0.3%増となった。

総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は134.7時間で、対前年比は0.5%減となり、所定外労働時間は12.8時間で、対前年比は9.0%増となった。

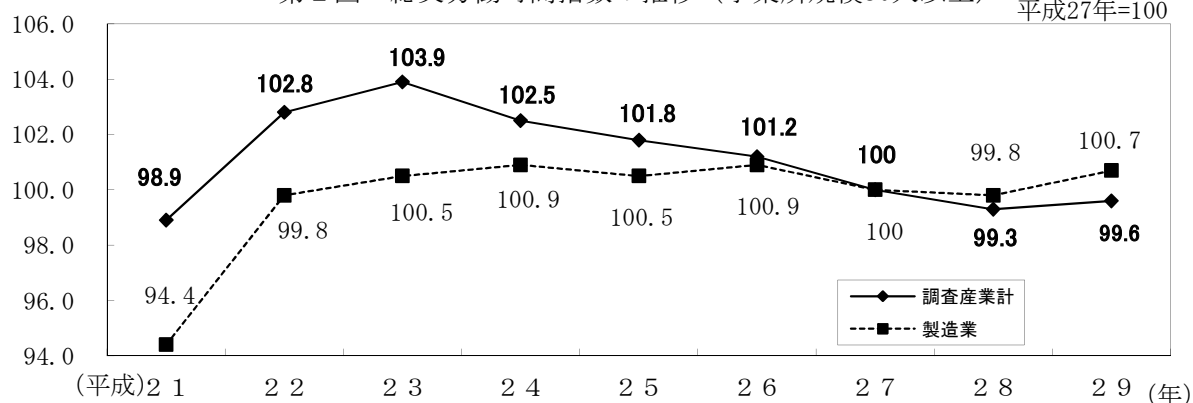
次に、平成21年からの調査産業計と製造業の総実労働時間指数の推移をみると、調査産業計は平成23年までは上昇した後、平成24年以後は下降を続けたが、平成29年は上昇した。製造業は平成22年に上昇した後は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年からは下降し、平成29年は上昇した。（第4表、第2図）

第4表 産業別労働時間の動き（1人平均月間労働時間数）

（事業所規模30人以上）

産 業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比	
		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調 査 産 業 計	147.5	0.3	△ 0.6	134.7	△ 0.5	△ 0.5	12.8	9.0	△ 2.0
建 設 業	171.7	X	X	151.7	X	X	20.0	X	X
製 造 業	164.0	0.9	△ 0.2	145.8	0.3	△ 0.3	18.2	6.2	0.2
電 気 ・ ガ ス 業	153.0	0.1	△ 1.3	141.9	1.4	△ 1.0	11.1	△ 13.9	△ 4.0
情 報 通 信 業	151.5	5.9	△ 0.7	141.2	6.5	0.3	10.3	△ 0.3	△ 12.0
運 輸 業 ， 郵 便 業	157.3	△ 6.3	1.5	134.0	△ 10.9	1.5	23.3	34.8	0.5
卸 売 業 ， 小 売 業	123.7	△ 2.5	1.4	118.4	△ 2.7	0.9	5.3	3.4	14.1
金 融 業 ， 保 険 業	146.1	△ 1.3	△ 0.6	139.0	△ 0.6	△ 0.1	7.1	△ 13.4	△ 8.9
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	143.3	△ 8.4	X	131.7	△ 6.7	X	11.6	△ 22.6	X
学 術 研 究 等	151.7	△ 0.4	△ 1.3	140.0	0.3	△ 1.3	11.7	△ 7.5	△ 0.6
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	108.2	△ 2.0	△ 3.9	100.7	△ 2.3	△ 3.1	7.5	3.2	△ 14.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	111.4	△ 3.6	△ 4.6	105.4	△ 3.8	△ 3.4	6.0	0.5	△ 23.1
教 育 ， 学 習 支 援 業	136.3	0.3	△ 0.8	130.0	0.5	△ 0.1	6.3	△ 4.3	△ 12.3
医 療 ， 福 祉	138.9	2.4	△ 1.4	132.8	2.5	△ 1.8	6.1	0.9	5.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	152.7	△ 0.3	△ 1.3	143.9	1.9	△ 1.6	8.8	△ 26.2	3.5
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	141.6	△ 1.1	△ 1.1	130.5	△ 1.1	△ 0.5	11.1	△ 0.4	△ 7.4

第2図 総実労働時間指数の推移（事業所規模30人以上）



# I-C 雇用

## 1. 雇用の動き

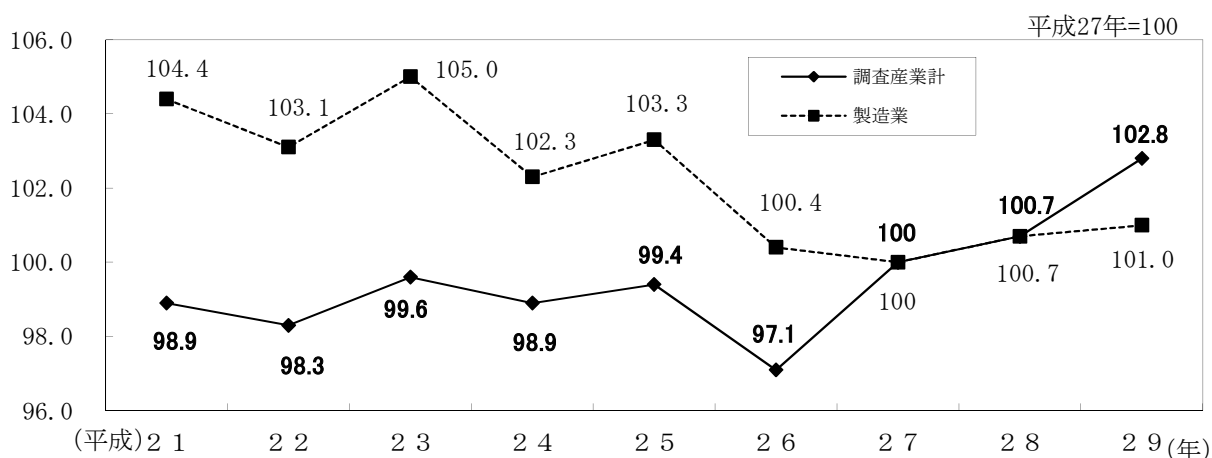
常用労働者数は321,972人で、対前年比は2.1%増となった。  
 産業別に常用労働者数の対前年比をみると、不動産・物品賃貸業(26.0%増)、運輸業、郵便業(17.9%増)、医療、福祉(3.0%増)、教育、学習支援業(1.8%増)、その他のサービス業(1.8%増)等7産業が増加したのに対し、生活関連サービス等(5.3%減)、複合サービス事業(2.1%減)、電気・ガス業(1.7%減)等7産業では減少した。  
 次に、平成21年からの調査産業計と製造業の常用雇用指数の推移をみると、調査産業計は平成21年からほぼ横ばいで推移していたが、平成26年に下降し、平成27年から上昇に転じた。  
 一方、製造業は平成21年から上昇と下降をくりかえし、平成26年に減少してから、ほぼ横ばいで推移している。(第5表、第3図)

第5表 産業別常用雇用の動き (月平均)

(事業所規模30人以上)

産 業	滋賀県						全国	
	平成29年 常用労働者数	対 前 年 比		構 成 比		対 前 年 比		
		平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	
	人	%	%	%	%	%	%	
調 査 産 業 計	321,972	2.1	0.7	100.0	100.0	1.6	0.9	
建 設 業	7,753	X	X	2.4	X	2.0	1.0	
製 造 業	119,558	0.3	0.7	37.1	37.8	0.3	0.2	
電 気 ・ ガ ス 業	1,390	△ 1.7	△ 1.6	0.4	0.4	△ 1.1	0.0	
情 報 通 信 業	1,736	△ 0.2	△ 0.5	0.5	0.6	2.4	0.4	
運 輸 業 , 郵 便 業	24,742	17.9	6.4	7.7	6.7	1.5	△ 0.3	
卸 売 業 , 小 売 業	31,880	0.4	△ 1.3	9.9	10.1	0.2	0.1	
金 融 業 , 保 険 業	4,689	△ 0.6	1.3	1.5	1.5	0.4	0.2	
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	464	26.0	X	0.1	0.1	0.1	1.6	
学 術 研 究 等	11,173	△ 1.0	0.3	3.5	3.6	1.9	1.5	
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	16,647	△ 1.2	△ 0.7	5.2	5.3	3.8	2.6	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	7,160	△ 5.3	△ 0.4	2.2	2.4	2.6	1.5	
教 育 , 学 習 支 援 業	19,169	1.8	0.4	6.0	6.0	6.0	3.7	
医 療 , 福 祉	55,777	3.0	2.2	17.3	17.2	1.1	1.9	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,416	△ 2.1	△ 1.6	0.4	0.5	△ 1.8	△ 1.1	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18,418	1.8	△ 2.4	5.7	5.7	1.9	1.0	

第3図 常用雇用指数の推移 (事業所規模30人以上)



## 【Ⅱ 事業所規模5人以上】

### Ⅱ－A 賃金

#### 1. 賃金の動き

常用労働者1人あたりの月間現金給与総額は324,611円で、対前年比は0.4%増となった。

現金給与総額の内訳をみると、きまって支給する給与は266,082円で、対前年比は0.2%増となり、特別に支払われた給与は58,529円で、対前年差は404円増となった。

次に、平成21年からの調査産業計と製造業の名目賃金指数（きまって支給する給与）の推移をみると、調査産業計は平成24年まで上昇傾向にあったが、平成25年からは上昇と下降をくりかえし、平成28年から再び上昇した。

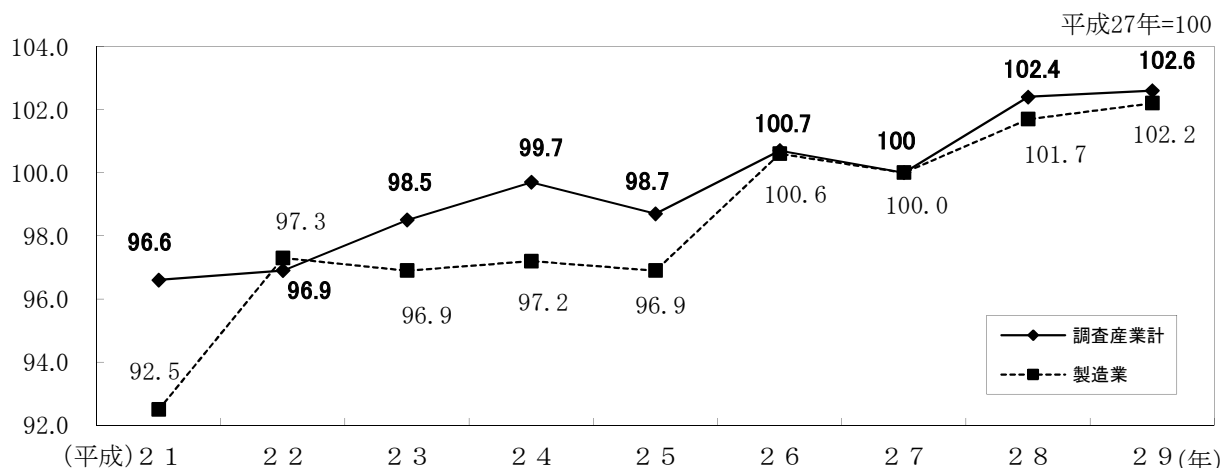
一方、製造業は平成22年に上昇した後は、平成25年まで横ばいで推移したが、平成26年からは上昇傾向にある。（第6表、第4図）

第6表 産業別賃金の動き（1人平均月間給与額・特別に支払われた給与額）

（事業所規模5人以上）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与	
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実数	対前年差 (実数)
		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年		
	円	%	%	円	%	%	円	円
調 査 産 業 計	324,611	0.4	2.6	266,082	0.2	2.4	58,529	404
建 設 業	405,150	△ 2.0	1.6	357,561	3.5	△ 0.5	47,589	△ 21,174
製 造 業	408,719	0.8	3.1	321,319	0.5	1.7	87,400	1,745
電 気 ・ ガ ス 業	511,929	4.6	△ 12.6	396,144	6.3	△ 13.9	115,785	△ 1,227
情 報 通 信 業	315,485	2.6	△ 4.2	266,361	4.1	△ 0.2	49,124	△ 3,848
運 輸 業 , 郵 便 業	263,931	△ 12.8	△ 2.1	233,606	△ 11.8	△ 1.7	30,325	△ 8,249
卸 売 業 , 小 売 業	242,533	2.7	8.6	206,871	0.1	10.9	35,662	6,112
金 融 業 , 保 険 業	383,634	△ 2.4	△ 1.9	297,979	△ 3.3	1.2	85,655	267
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	303,985	13.2	2.9	270,938	15.7	△ 2.1	33,047	△ 2,480
学 術 研 究 等	402,098	△ 2.1	△ 9.4	314,299	△ 1.6	△ 4.7	87,799	△ 4,111
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	123,875	4.4	1.3	116,259	4.3	1.8	7,616	400
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	151,684	△ 6.3	△ 28.8	143,763	△ 7.8	△ 25.3	7,921	1,666
教 育 , 学 習 支 援 業	427,064	4.6	5.6	343,516	6.8	8.4	83,548	△ 4,377
医 療 , 福 祉	325,343	2.3	3.2	260,911	0.0	2.4	64,432	7,273
複 合 サ ー ビ ス 事 業	364,921	△ 2.8	8.8	291,557	0.2	7.2	73,364	△ 9,584
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	229,137	△ 0.4	3.4	203,595	△ 1.4	2.4	25,542	1,682

第4図 名目賃金指数（きまって支給する給与）の推移（事業所規模5人以上）



## Ⅱ－B 労働時間

### 1. 出勤日数

常用労働者1人あたりの平均月間出勤日数は18.4日であった。

これを産業別にみると、建設業が20.9日で最も多く、以下、不動産・物品賃貸業（20.0日）、複合サービス事業（19.7日）、製造業（19.3日）、運輸業、郵便業（19.2日）の順になっている。

次に平成25年からの推移をみると、平成25年と比較して増加したのは、複合サービス事業、教育、学習支援業、卸売業、小売業等7産業であった。（第7表）

第7表 産業別出勤日数の推移（1人平均月間出勤日数）

（事業所規模5人以上）

産 業	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
	日	日	日	日	日
調 査 産 業 計	18.4	18.4	18.3	18.4	18.6
建 設 業	20.9	20.7	20.8	20.5	21.6
製 造 業	19.3	19.2	19.2	19.2	19.2
電 気 ・ ガ ス 業	19.1	19.2	18.9	18.8	19.0
情 報 通 信 業	18.3	18.4	18.2	19.8	19.4
運 輸 業 ， 郵 便 業	19.2	20.0	20.1	18.6	19.7
卸 売 業 ， 小 売 業	18.4	18.6	18.2	18.1	18.0
金 融 業 ， 保 険 業	18.7	18.7	18.6	18.8	19.0
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	20.0	18.9	20.0	20.4	19.9
学 術 研 究 等	19.0	18.9	18.8	18.9	18.9
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	15.2	15.2	15.1	15.5	15.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	17.0	17.1	17.5	19.0	19.4
教 育 ， 学 習 支 援 業	17.7	17.4	16.2	16.7	16.9
医 療 ， 福 祉	17.4	17.1	17.3	17.7	17.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19.7	19.0	19.3	18.7	18.6
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.2	19.1	19.2	19.5	20.2



## 2. 労働時間の動き

常用労働者1人あたりの平均月間総実労働時間は144.4時間で、対前年比は1.0%増となった。

総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は132.2時間で、対前年比は0.2%減となり、所定外労働時間は12.2時間で、対前年比は16.4%増となった。

次に、平成21年からの調査産業計と製造業の総実労働時間指数の推移をみると、調査産業計は平成23年までは上昇し、平成24年以後は下降を続けていたが、平成28年から上昇した。

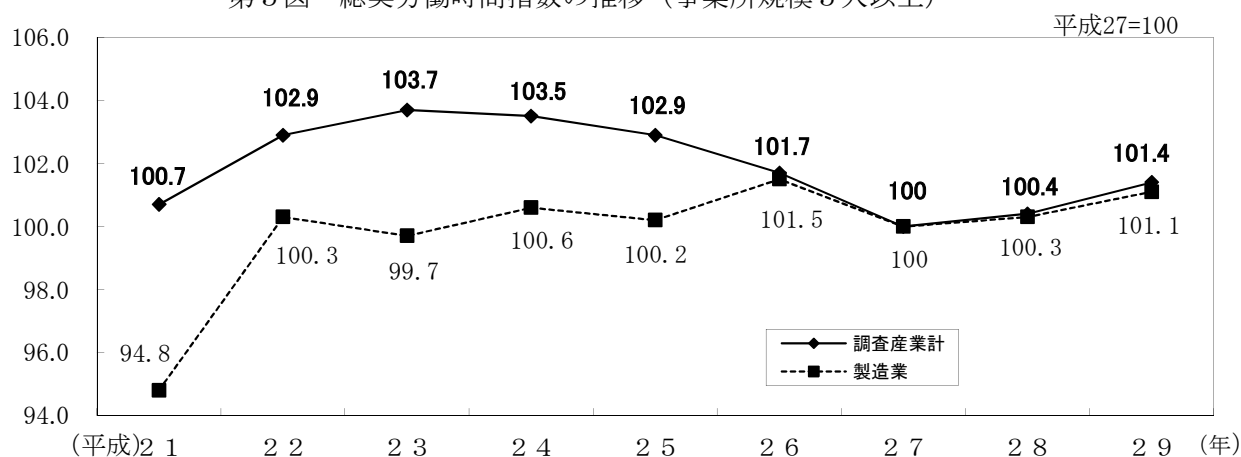
一方、製造業は平成22年に大幅に上昇して以後、ほぼ横ばいで推移している。(第8表、第5図)

第8表 産業別労働時間の動き（1人平均月間労働時間数）

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比	
		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年		平成29年	平成28年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調査産業計	144.4	1.0	0.4	132.2	△ 0.2	0.6	12.2	16.4	△ 0.8
建設業	175.6	2.9	△ 0.5	159.6	2.1	△ 1.7	16.0	12.1	14.8
製造業	162.8	0.8	0.3	145.4	0.2	0.0	17.4	6.7	2.1
電気・ガス業	149.9	△ 1.4	0.6	140.6	△ 1.8	2.6	9.3	3.0	△ 23.0
情報通信業	154.0	5.5	0.3	143.3	5.7	1.2	10.7	0.3	△ 10.0
運輸業，郵便業	163.1	△ 3.7	△ 1.9	138.8	△ 8.0	△ 0.1	24.3	33.1	△ 15.0
卸売業，小売業	131.9	△ 0.4	5.0	123.1	△ 1.9	3.7	8.8	28.5	34.6
金融業，保険業	142.7	△ 2.0	0.2	134.6	△ 1.1	△ 1.0	8.1	△ 13.8	24.2
不動産・物品賃貸業	156.5	6.0	△ 7.8	149.4	7.8	△ 6.2	7.1	△ 20.0	△ 27.1
学術研究等	152.1	△ 1.5	△ 2.6	140.6	△ 1.8	△ 0.4	11.5	2.5	△ 24.2
飲食サービス業等	101.9	1.9	3.4	95.2	0.4	4.9	6.7	29.7	△ 17.6
生活関連サービス等	119.9	△ 2.0	△ 11.3	114.1	△ 2.7	△ 7.6	5.8	14.8	△ 54.0
教育，学習支援業	139.3	15.5	△ 0.7	126.7	9.2	0.3	12.6	171.6	△ 19.7
医療，福祉	129.7	0.7	△ 0.6	124.0	0.7	△ 1.0	5.7	1.6	8.5
複合サービス事業	155.6	4.9	△ 1.6	146.4	5.9	△ 2.8	9.2	△ 8.2	16.1
その他のサービス業	138.0	△ 4.8	0.5	129.0	△ 5.0	1.5	9.0	△ 0.9	△ 11.0

第5図 総実労働時間指数の推移（事業所規模5人以上）



## Ⅱ－Ｃ 雇用

### １．雇用の動き

常用労働者数は493,476人で、対前年比2.2%増となった。

産業別に常用労働者数の対前年比をみると、不動産・物品賃貸業（16.6%増）、運輸業、郵便業（15.0%増）、建設業（7.6%増）、教育、学習支援業（3.4%増）等9産業が増加したのに対し、情報通信業（8.6%減）、生活関連サービス等（4.0%減）、複合サービス事業（3.7%減）等6産業で減少した。

次に、平成21年からの調査産業計と製造業の常用雇用指数の推移をみると、調査産業計は平成26年まではほぼ横ばいで推移し、平成27年からは上昇傾向にある。

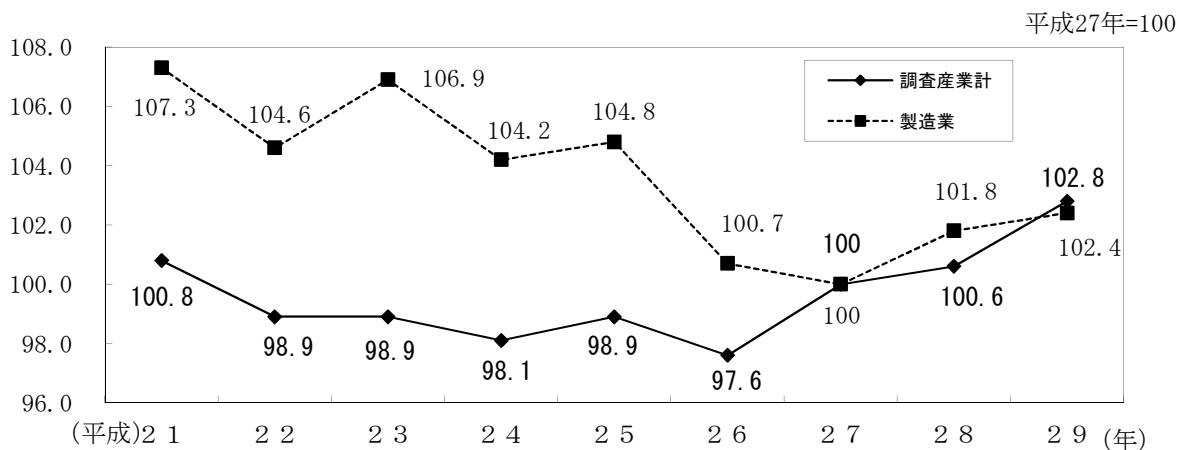
一方、製造業は平成27年までは増減を繰り返しながら減少したが、平成28年からは上昇傾向にある。（第9表、第6図）

第9表 産業別常用雇用の動き（月平均）

（事業所規模5人以上）

産 業	滋賀県					全国	
	平成29年 常用労働者数	対 前 年 比		構 成 比		対 前 年 比	
		平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年
調 査 産 業 計	493,476	2.2	0.6	100.0	100.0	2.5	2.1
建 設 業	27,933	7.6	2.1	5.7	5.4	4.7	2.8
製 造 業	140,514	0.6	1.8	28.5	28.9	0.7	0.4
電 気 ・ ガ ス 業	2,132	△ 2.1	0.4	0.4	0.5	△ 0.4	0.3
情 報 通 信 業	1,908	△ 8.6	△ 0.5	0.4	0.4	2.7	1.6
運 輸 業 ， 郵 便 業	31,516	15.0	5.3	6.4	5.7	1.7	0.8
卸 売 業 ， 小 売 業	70,017	0.3	△ 0.6	14.2	14.5	1.5	1.3
金 融 業 ， 保 険 業	9,682	△ 0.3	1.8	2.0	2.0	△ 0.1	0.5
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	2,031	16.6	△ 2.1	0.4	0.4	3.1	2.6
学 術 研 究 等	14,682	△ 0.9	0.6	3.0	3.1	3.1	2.2
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	35,036	2.8	△ 4.0	7.1	7.1	5.8	4.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	12,989	△ 4.0	△ 10.7	2.6	2.8	3.8	2.4
教 育 ， 学 習 支 援 業	31,105	3.4	2.5	6.3	6.2	6.2	4.5
医 療 ， 福 祉	83,184	1.9	1.5	16.9	16.9	2.4	3.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	3,767	△ 3.7	3.2	0.8	0.8	0.0	0.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	26,983	2.2	△ 1.4	5.5	5.5	3.0	2.0

第6図 常用雇用指数の推移（事業所規模5人以上）



# 毎月勤労統計調査 地方調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与および労働時間について、滋賀県における変動を毎月明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の対象

本調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所のうち厚生労働大臣の指定する約690事業所について調査を行う標本調査である。

## 3 調査事項の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、次のものがある。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「**所定内給与**」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「**特別に支払われた給与**」とは、調査期間中に、一時的または突発的事由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められている期間ごとに行われるものをいう。また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は定められているがその額の算定方法が定められていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給さ

れると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「**所定内労働時間数**」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「**所定外労働時間数**」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「**総実労働時間数**」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

### (4) 常用労働者

「**常用労働者**」とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。

② 日々、または1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者や、事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者も労働者としており、上の条件に該当すれば常用労働者に含めている。

「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「**一般労働者**」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

## 4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

## 利用上の注意

- (1) 平成27年1月分調査における事業所規模30人以上の調査事業所の抽出替えに伴い、時系列比較を行ううえでの断層（ギャップ）を修正するため、指数および対前年増減率について、過去に遡って改訂した。（ギャップ修正）
- (2) 指数の基準年5年ごとに更新し、基準年を平成27年（2015年）としている。
- (3) 増減率は指数により算定しているため、実数により算定した結果とは必ずしも一致しないが、指数が作成できないものは実数により計算している。
- (4) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合がある。
- (5) 産業名で電気・ガス業、不動産・物品賃貸業、学術研究等、飲食サービス業等、生活関連サービス等、その他サービス業とあるのは、それぞれ電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの) のことである。
- (6) 統計表の符号の用語は次のとおりである。
  - 「0」 …………… 単位未満
  - 「-」 …………… 該当数字がないもの
  - 「△」 …………… 減 少
  - 「X」 …………… 標本数が僅少等のため秘匿としたもの
- (7) 平成29年1月分（平成28年年末賞与の支給状況を除く。）から日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき表章している。
- (8) 調査産業計の集計は、調査事業所数が僅少のため、公表を秘匿する産業分類についても集計対象に含めて行っている。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県県民生活部統計課 農林学事統計係

電話番号 077-528-3392（直通）

滋賀県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/>